

保育所



申請者	フリガナ 法人等名称	シャカイフクシホウジン ケイトクカイ													
	主たる事務所の 所在地・連絡先	社会福祉法人 啓徳会													
		郵便番号 (409 - 1315)													
		山梨県 甲州市 勝沼町 等々力 1457 - 1													
		電話番号	0553	-	44	。	0430	FAX番号	0553	-	44	-	5430		
E-mail アドレス	keitoku@kh-kids.comlink.ne.jp														
法人等の種別	第2種社会福祉事業(保育所)			法人所轄庁			甲州市								
代表者の 職名・氏名	職名	理事長				フリガナ 氏名	ニッタ サトル								
							新田 理								
法人の設立年月日	平成 12 年 3 月 29 日設立														
法人が実施している 事業名	1、保育所の経営 2、一時預かり事業の経営														
事業所番号	設置者・事業所番号1921301000077					施設・事業所番号1921351000084									
フリガナ 施設名称	カツヌマホイクエン 勝沼保育園														
施設の所在地 ・連絡先	郵便番号 (409 - 1315)														
	山梨県 甲州市 勝沼町 等々力 1457 - 1														
	電話番号	0553	-	44	-	0430	FAX番号	0553	-	44	-	5430			
E-mail アドレス	keitoku@kh-kids.comlink.ne.jp														
園長の氏名・職名	フリガナ	ニッタ サトル				職名	園長								
	氏名	新田 理													
認可年月日	昭和	2	年	1	月	1	日	確認年月日	平成	29	年	4	月	1	日
連携施設の名称(地 域型保育のみ)															
開所時間	1号	平日	7		時	00		分	~	18		時	30		分
		土曜日	7		時	00		分	~	18		時	30		分
		日曜日			時			分	~			時			分

保育所



休園日 <small>夏季休園日 月 日～月 日、 行事の振替休日 月第 曜日 のようにご記入下さい</small>		年未年始12月29日～1月3日、及び日曜日と祝祭日										
		利用定員		2号認定		5歳児		4歳児		3歳児		合計
3号認定				2歳児		1歳児		0歳児		合計		
学級編制		5		学級 (1学級当たり 16人)								
職員の状況	職種		主任保育士		保育士		調理員		その他職員			
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務		
	配置職員数	常勤	1人		8人		2人		1人			
		非常勤				3人		1人				
	平均経験年数		28		18		6		18			
	医師(嘱託医)		有		内科医、歯科医の両方いる場合に「有」							
教育・保育従事者1人当たりの園児数				9		人(非常勤職員は常勤換算して算出)						
常勤職員の労働時間				年間 2,084		時間						
施設設備	設備		園舎		乳児室		ほふく室		保育室		遊戯室	
	居室数/面積		458.4 m ²		1室/ 5.2 m ²		1室/ 34.3 m ²		4室/ 218.7 m ²			
	1人当たりの面積		5.7 m ² /人				3.4 m ² /人		3.1 m ² /人			
	園庭		設置場所			全体の面積			満2歳以上児1人当たり面積			
		代替地(寺社境内)			約450 m ²			6.4 m ² /人				



<p>運営方針</p>	<p>当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援、及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し運営するものとする。</p>		
<p>教育・保育の内容</p>	<p>特定教育・保育支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において保育を提供する。やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、運営規定第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2項に規定する時間外保育を提供する。食事の提供 その他保育に係る行事等、及び一時預かり事業を実施する。</p>		
<p>子育て支援の実施状況 (実施している場合)</p>	<p>園庭解放と子育て相談(平日)実施</p>		
<p>教育・保育の提供内容に関する特色</p>			
<p>利用料 (実費徴収・上乘せ徴収)</p>	<p>当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。当園は、前項の支払を受けるほか、保育の提供における便宜に要する費用のうち、運営規定別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。</p>		
<p>苦情に対応する 窓口の状況</p>	<p>窓口設置の有無</p>	<p>苦情内容記録の有無</p>	<p>市町村への報告の有無</p>
	<p>有</p>	<p>有</p>	<p>無</p>